



越前市告示第59号

令和4年6月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月13日

越前市長 山田 賢



- 1 日 時 令和4年5月20日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 28 号

越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 5 月 20 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(越前市市税賦課徴収条例の一部改正について)

第 1 条 越前市市税賦課徴収条例(平成 17 年越前市条例第 75 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の 4 中「交付」の次に「(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第 33 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 33 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 34 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第36条の3の2見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を加え、「控除対象扶養親族を除く」を「控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条を削る。

（越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正について）

第2条 越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和3年越前市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加えるに改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中越前市市税賦課徴収条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中越前市市税賦課徴収条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、令和5年1月1日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の越前市市税賦課徴収条例（次項において「旧条例」という。）

第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の越前市市税賦課条例第73条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の越前市市税賦課条例第73条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第 29 号

越前市職員の給与に関する条例等の一部改正について

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 5 月 20 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(越前市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 越前市職員の給与に関する条例(平成 17 年越前市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改め、同条第 4 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 147.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当の特例)

第 18 条 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 18 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項若しくは第 29 条第 2 項(同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第 5 項から第 7 項まで又は公益的法人等への越前市職員の派遣等に関する条例(平成 17 年越前市条例第 31 号)第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日における次の各号に掲げる職員(同日時点においてこの条例の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この条に

において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

2 令和3年12月に越前市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年越前市条例第229号)その他の規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員(同日時点においてこの条例の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「越前市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年越前市条例第229号)の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める」とする。

3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の給料その他の給与に関する条例(平成17年越前市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則に次の3項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当の特例)

6 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条第3項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

7 令和3年12月に職員給与条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「167.5分の10」とあるのは、「127.5分の15」とする。

8 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で

定める。

(教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例(平成27年越前市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則に次の2項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当の特例)

- 5 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条第3項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。
- 6 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年越前市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項後段中「給与条例第29条第2項後段中「100分の127.5」とあるのは、「100分の127.5」を「給与条例第29条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月20日提出

越前市長 山田 賢一

越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成17年越前市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

(越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成17年越前市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「15万円」を「15万2,800円」に改める。

(越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年越前市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度越前市一般会計補正予算（第 10 号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 20 日提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、越前市市税賦課徴収条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 2 0 日提出

越前市長 山 田 賢 一

記

専決第 3 号

越前市市税賦課徴収条例の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 1 日専決

越前市長 山 田 賢 一

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

越前市市税賦課徴収条例（平成 1 7 年越前市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項中「第 2 0 条の 3 第 2 項」を「第 2 0 条の 3 第 1 項」に改める。

第 4 8 条第 9 項中「第 3 2 1 条の 8 第 6 0 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 2 項」に、「同条第 6 0 項」を「同条第 6 2 項」に改め、同条第 1 5 項中「第 3 2 1 条の 8 第 6 9 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 7 1 項」に改める。

第73条の2及び第73条の3中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に、「割合は」を「割合は、」に改める。

附則第10条の2第19項を同条第20項とし、同条第18項を同条第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防

止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の越前市市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市都市計画税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 20 日提出

越前市長 山 田 賢 一

記

専決第 4 号

越前市都市計画税条例の一部改正について

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 31 日専決

越前市長 山 田 賢 一

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例

越前市都市計画税条例（平成 17 年越前市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15

条第 39 項」に改める。

附則第 16 項中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項中「附則第 9 項及び第 11 項」を「附則第 10 項及び第 12 項」に、「附則第 9 項及び第 12 項」を「附則第 10 項及び第 13 項」に、「第 12 項及び第 13 項」を「第 11 項、第 13 項及び第 14 項」に、「附則第 12 項」を「附則第 13 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）」を加え、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とし、附則第 7 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 4 項の条例で定める割合）

8 法附則第 15 条第 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の越前市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の

年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市国民健康保険税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 20 日提出

越前市長 山 田 賢 一

記

専決第 5 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 31 日専決

越前市長 山 田 賢 一

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 18 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 26 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改める。

附則第 4 項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 35 号

越前市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について

越前市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 5 月 20 日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 大久保 健 一

越前市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、越前市議会の議員（以下「議員」という。）が果たすべき職責を踏まえ、越前市議会（以下「市議会」という。）への市民の信頼の確保を図るため、議員が療養等の理由による長期欠席のために議員の職責を果たせない場合又は議会への市民の信頼に反し議員としての責任を果たせない場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年越前市条例第 43 号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げるものをいう。

ア 市議会本会議

イ 越前市議会委員会条例（平成 17 年越前市条例第 236 号）に基づき設置された委員会の会議

ウ 越前市議会会議規則（平成 17 年越前市議会規則第 1 号）第 105 条の

規定による委員の派遣

エ 越前市議会会議規則第165条第1項又は第2項に規定する協議等の場
オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項の規定によ
る議員の派遣

カ 越前市議会基本条例（平成22年越前市条例第1号）に基づき開催され
る会議

(2) 長期欠席 議員が療養等の正当な理由により、90日を超えて市議会の会
議等に出席できなくなる場合をいう。

(3) 公務上の災害 福井県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例
（平成19年福井県市町総合事務組合条例第11号）に基づき認定された
公務上の災害又は通勤による災害をいう。

（長期欠席に係る届出）

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を議長が別に定め
る様式により議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員
自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の
親族等が届け出ることができる。

2 議員は、前項の規定による届出後に市議会の会議等に出席できることとなっ
たときは、その旨を議長が別に定める様式により議長に届け出なければなら
ない。

3 議員は、前2項の規定による届出の際には、医師が記載した証明書等を添え
なければならない。

（議員報酬の減額）

第4条 議員が市議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬の額は、議
員報酬等条例第2条の規定にかかわらず、同条の規定により受けるべき議員
報酬の額に、前条第1項の規定による届出により欠席することとした日から
同条第2項の規定による届出のあった日の前日までの期間における次の各号
に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「支給割合」という。）
を乗じて得た額とする。

(1) 90日を超え180日以下の期間 100分の80

(2) 180日を超え365日以下の期間 100分の70

(3) 365日を超える期間 100分の50

2 前項の規定により議員報酬を減額する期間は、長期欠席の期間が90日を経過する日の翌日から長期欠席の期間の末日までとする。

3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月（以下「減額月」という。）の初日から末日までの間に支給割合が異なる場合（90日未満の期間及び長期欠席終了による全額支給を含む。）の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

（期末手当の減額）

第5条 議員報酬等条例第5条第1項に定める基準日（以下「基準日」という。）

の前6月以内の期間において減額月があるときの期末手当の額は、同条第2項の規定により支給されるべき期末手当の額に、長期欠席の期間に応じて、前条第1項各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、基準日の前6月内の期間に支給割合が異なる期間が存在するときは、最も少額の支給割合を適用して計算する。

（適用除外）

第6条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の日数に含めないものとする。

(1) 公務上の災害

(2) 女性議員の出産（越前市議会会議規則第2条第2項に規定する産前産後の期間に限る。）

(3) その他議長が前2号の事由に準ずると認めた事由

（議員報酬の支給停止）

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けたときは、議員報酬等条例第2条の規定にかかわらず、逮捕等を受けた日から逮捕等を解かれる日までの期間にかかる議員報酬の支給を停止する。

2 前項の規定により議員報酬の支給を停止する場合における議員報酬の額は、逮捕等の期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日

割りにより計算する。

- 3 前2項の規定により議員報酬の支給を停止する際、既にその月の議員報酬が支給されている場合又は支給にかかる手続の期限から支給の停止ができない場合は、翌月以降もつとも早く支給される議員報酬から当該停止すべき額を減じて支給する。ただし、翌月の初日以前に議員の職を離れるなど、減額して支給すべき議員報酬がないときは、この限りでない。

(期末手当の支給停止)

第8条 議員が、基準日以前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され(当該基準日以前6月より前の日において逮捕等を受け、当該基準日以前6月以内の期間において引き続き議員報酬の支給を停止されている場合を含む。)、基準日においても当該支給の停止が継続しているとき、又は保釈等により当該支給の停止が解除されている場合であって基準日においても判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を停止する。

(停止された議員報酬及び期末手当の支給及び不支給について)

第9条 前2条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当(以下「停止報酬等」という。)は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、該当した日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の職を離れている者についても、同様とする。

(1) 公訴の提起がなされなかったとき。

(2) 無罪の判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)が確定したとき。

- 2 停止報酬等は、当該停止に係る刑事事件について、有罪の判決が確定したときは、これを支給しない。

(端数計算)

第10条 この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(減額等の効力)

第11条 この条例の規定により議員報酬等を減額、支給停止又は不支給とされ

た議員が、任期満了その他の事由により議員の職を離れ、後に再び議員の資格を得た場合には、当該任期の議員報酬等に、前任期中の議員報酬等の減額、支給停止及び不支給の効力は及ばないものとする。

(疑義の決定)

第 1 2 条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第 1 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和 4 年 5 月 20 日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 大久保 健 一

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年越前市条例
第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改
める。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当の特例）

- 5 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、
同項の規定による額から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 16
7.5 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

工事の請負契約について

花筐公民館・児童館移転改築工事を次のとおり契約するものとする。

令和 4 年 6 月 16 日提出

越前市長 山 田 賢 一

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 花筐公民館・児童館移転改築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 202,950,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社関組・株式会社木だて家特定建設工事共同企業体
代表者 越前市粟田部町第6号26番地
株式会社関組 |